

農業振興地域整備計画の見直し

農業振興地域整備計画の定期変更（見直し）作業を行っています。今回の変更で、現在3つある農業振興地域整備計画（旧田原町、旧赤羽根町、旧渥美町）は『田原市農業振興地域整備計画』1つになります。

農用地利用計画変更申請について  
定期変更（整備計画の見直し）期間中は、随時変更（個別的な農振除外）および軽微変更（個別的な用途変更）を行うことができません。

農用地利用計画変更申請は、通常、年4回の受付を行っています。定期変更期間中にあたる平成19年2月28日（水）については、受付を停止させていただきます。

農政課  
☎23局3517 FAX22局3817

ペットは正しく飼いましょー！

最近、「飼い猫が家に入ったり、排せつをしたりして困る」といった苦情が寄せられています。動物が苦手な方もいます。ペットは、他人に迷惑のかからないよう、責任を持って飼育しましょう。

適切なふんの処理を！

道路などに犬のふんが散乱している場所があります。飼い犬のふんの始末は、飼い主の責任です。適切な処理（ビニール袋などに入れて自宅に持ち帰り、ふんはトイレに流し、回収に使った袋はもやせるごみとして処分）をしてください。



ペットに名札を！

ペットが保護されても、連絡先の表示などが無いため、飼い主が見つからず最終的に処分されるケースがあります。万一来備え、必ず首輪に名札などを付けてください。ペットが行方不明になったときは、早めに環境衛生課までご連絡ください。

ペットを捨てることは犯罪！  
ペットを捨てる行為は法律で禁止されており、罰金（50万円以下）が科せられます。子猫や子犬が産まれても飼えない方は、飼い猫や飼い犬の避妊手術などを行うようにしてください。

環境衛生課

☎23局3541 FAX23局0180

心肺蘇生法 ~より効果的で覚えやすくなりました~

心肺蘇生法の流れ

倒れている人を発見したら、まず……状況の確認  
近くによって大きな声で呼びかける……反応の確認  
周囲の人に声をかける(救急車・AEDを手配)……助けを呼ぶ  
呼吸する際の空気の通り道を開放する……気道の確保  
呼吸がなければ……人工呼吸  
心臓マッサージを行う……胸骨圧迫  
AEDが使用可能であれば……AED使用  
AEDによるショック後、直ちに……胸骨圧迫  
胸骨圧迫と人工呼吸のサイクルを繰り返す

主な変更点

心肺蘇生法	旧	新
人工呼吸（吹き込み）	1回の吹き込みに2秒かけて2回	1回の吹き込みに1秒かけて2回
循環サイン	10秒以内に確認	確認しない
胸骨圧迫と人工呼吸の回数比	15:2（成人） 5:1（小児・幼児）	30:2（全年齢共通）
AEDショック後の対応	循環のサイン確認	直ちに胸骨圧迫

田原市消防署では、新しくなった心肺蘇生法の講習を随時、受け付けています。

消防署 ☎23局4075 FAX23局2440

ごみの出し方についての注意

ごみステーションに出されたごみの中には、収集に支障をきたすものや収集できないものがあります。ごみを出すときには、次の点にご注意ください。

支障をきたすもの

ペット砂

排泄物を取り除き、砂だけを袋に入れ「ペット砂」と書いて『有害ごみ』のかごに入れてください。

収集できないもの

焼却灰

ごみは自宅で焼却せずに『もやせるごみ』で出してください。

医療用注射針・車のオイル購入先に処理を依頼してください。

清掃管理課

☎27局0003 FAX27局0003

